

輸出用OEM商品に商標を付す行為と商標権侵害 ～中国市場に流通しなくとも商標権侵害となる～

中国知的財産権訴訟判例解説（第79回）

本田技研工業株式会社
再審申請人（一審原告、二審被上诉人）

重慶恒勝鑫泰貿易有限公司、重慶恒勝集団有限公司
被申請人（一審被告、二審上诉人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

OEM（original equipment manufacturer）により製造された商品に商標権侵害の疑いのある商標を付したとしても、当該OEM商品が中国国外に輸出され、中国国内市場に流通しないのであれば、商標的使用とは言えず商標権侵害は成立しないとの実務が近年定着していた。

本事件においては中国においてOEM生産された商品に対象標章が付されミャンマーに輸出されていたところ、雲南省高級人民法院は過去のプラクティスに従い商標権侵害は成立しないとの判決¹を下した。

最高人民法院は、経済のグローバル化に伴いOEM商品が再び中国に戻ってくる可能性もあり、また中国消費者が外国で当該OEM商品に接して出所について誤認・混同する恐れもあることから、商標的使用に該当するとして二審判決を取り消した²。

2. 背 景

(1) 登録商標の内容

本田技研工業株式会社（原告）は、以下の3つのHONDA商標を所有している。指定商品は主に第12類の自動車、オートバイである。

1 雲南省高級人民法院判決（2017）雲民終800号

2 2019年9月23日最高人民法院判決（2019）最高法民再138号